

山形県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進法の特定
事業主等を定める規則

平成28年3月17日

規則第3号

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項に規定する特定事業主は広域連合長とし、広域連合長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。